第三に次の三号を加える。

七十二　術後のカペシタビン内服投与及びオキサリプラチン静脈内投与の併用療法　小腸腺がん（ステージがⅠ期、Ⅱ期又はⅢ期であって、肉眼による観察及び病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。）

七十三　S－1内服投与並びにパクリタキセル静脈内及び腹腔内投与の併用療法　膵臓がん（遠隔転移しておらず、かつ、腹膜転移を伴うものに限る。）

七十四　S－1内服投与、シスプラチン静脈内投与及びパクリタキセル腹腔内投与の併用療法　腹膜播種を伴う初発の胃がん

○経済産業省告示第六十八号

貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、株式会社日本貿易保険が貿易保険及び再保険の引受けを決定するに当たって従うべき基準を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行することとしたので、同条第二項の規定に基づき公表する。

平成二十九年三月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

貿易保険引受基準及び再保険引受基準

株式会社日本貿易保険が貿易保険及び再保険の引受けを行うに当たって従うべき基準は、次のとおりとする。

1　貿易保険の引受けを決定するに当たって従うべき基準（貿易保険引受基準）

貿易保険を引き受けるに当たっては、次に掲げる事項を踏まえ、実施すること。

(1)　貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号。以下「法」という。）のほか、国内関係法令並びに貿易保険に関わる国際的取決め及びこれに準ずるものを踏まえて、引受けを行うこと。

(2)　貿易保険の引受けの対象となる案件及び適用する貿易保険の種類の特性（以下「引受内容」という。）に応じて、閣議決定その他日本政府の方針を踏まえた上で、引受けを行うこと。特に、インフラシステム輸出や中小企業・農林水産業の海外展開など日本政府の方針における重点分野（以下「重点分野」という。）については、政策的意義の高さにかんがみ、積極的な引受けを行うこと。一方、海外事業資金貸付保険については、海外で行われる幅広い事業を対象としていることにかんがみ、我が国への裨益を具体的に確認の上で、引受けを行うこと。

(3)　引受内容に応じて適切なリスク審査を行った上で、法第四十条の規定に従い経済産業大臣に届け出た引受条件に基づき、引受けを行うこと。

(4)　引受内容に応じて他の公的機関や他国輸出信用機関及び国際機関との協調に努めた上で、引受けを行うこと。

(5)　引受内容に応じて民間保険マーケットの動向を踏まえた上で、民間保険の利用の妨げとならないよう留意し、引受けを行うこと。

2　再保険の引受けを決定するに当たって従うべき基準（再保険引受基準）

再保険を引き受けるに当たっては、次に掲げる事項を踏まえ、実施すること。

(1)　法のほか、国内関係法令並びに貿易保険に関わる国際的取決め及びこれに準ずるものを踏まえて、引受けを行うこと。

(2)　再保険の対象となる保険（以下「元受保険」という。）を適用する案件及び元受保険の特性（以下「再保険内容」という。）に応じて、閣議決定その他日本政府の方針を踏まえ、我が国への裨益を確認した上で、引受けを行うこと。特に、重点分野については、政策的意義の高さにかんがみ、積極的な引受けを行うこと。

(3)　再保険内容に応じて適切なリスク審査を行った上で、法第十二条第三項の規定に従い定めた再保険料率に基づき、引受けを行うこと。

(4)　再保険内容に応じて他の公的機関や他国輸出信用機関及び国際機関との協調に努めた上で、引受けを行うこと。

(5)　再保険内容に応じて民間保険マーケットの動向を踏まえた上で、民間保険の利用の妨げとならないよう留意し、引受けを行うこと。

(注)　この基準における用語のうち、法において定義が定められているものについては、その例による。

○国土交通省告示第二百六十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　常磐自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県亘理郡山元町坂元字永沢五番七五	前	最大（メートル）五八	（メートル）四〇
		最小（メートル）五一	
	後	最大（メートル）五二	
		最小（メートル）四九	

○国土交通省告示第二百六十六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
常磐自動車道	宮城県亘理郡山元町坂元字鑓町一二番一〇六から同県亘理郡山元町坂元字上小山三番三まで	平成二十九年四月一日十五時

○国土交通省告示第二百六十七号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十条第一項の規定により、本大臣が平成十八年国土交通省告示第七百三十六号及び平成二十九年国土交通省告示第百三十八号により施行していた地すべり防止工事を次のとおり完了したので、地すべり等防止法施行規則（昭和三十三年農林省・建設省令第一号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　工事の区域

(一)　下之沢地すべり防止区域（昭和三十五年建設省告示第二号及び平成二十九年国土交通省告示第百十九号）

(二)　池谷地すべり防止区域（平成二十九年国土交通省告示第百二十号）

(三)　楢木地すべり防止区域（平成二十九年国土交通省告示第百二十号）

(四)　小松倉前沢地すべり防止区域（平成二十九年国土交通省告示第百二十号）

(五)　十二平地すべり防止区域（平成二十九年国土交通省告示第百二十号）

(六)　峠塩谷川地すべり防止区域（平成二十九年国土交通省告示第百二十号）

(七)　塩谷地すべり防止区域（平成二十九年国土交通省告示第百二十号）

(八)　竹沢地すべり防止区域（平成二十九年国土交通省告示第百二十号）

(九)　下十二平地すべり防止区域（平成二十九年国土交通省告示第百二十号）

二　工事完了の日

平成二十九年三月三十一日

○国土交通省告示第二百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

太美谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域